

令和2年度 水戸市不妊治療費助成事業のご案内（別紙）
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療助成における対応について

厚生労働省からの通知により、国における年齢要件の緩和、所得要件の取扱いの時限的変更を踏まえ、「令和2年度水戸市不妊治療費助成事業のご案内」の「対象者」及び「助成を受けられる回数」について下線部のように変更いたします。

◆対象者 次の全ての要件に該当している方が対象です。

- (1) 治療開始時に法律上の婚姻をしているご夫婦
- (2) 夫又は妻のいずれか一方が水戸市に住所を有すること
- (3) 治療開始日における妻の年齢が 43 歳未満であること **※1**
- (4) 申請日の前年(申請日が 1～5 月の場合は前々年)の夫婦合算の所得の額が 730 万円未満であること **※2**

※1 **【感染拡大のため 43 歳未満で治療開始ができなかったことへの対応】**

令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者として取扱う。

※2 **【感染拡大のため 令和2年所得が730万円未満に減少することへの対応】**

【感染拡大のため 前々年ではなく前年の所得で判定することになってしまったことへの対応】

「申請日の前年(申請日が1～5月の場合は前々年)の夫婦合算の所得の額が730万円未満である」を満たさない場合でも、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、夫及び妻の本年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、助成の対象とする。また、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合に、前々年の所得が730万円未満であって、前年の所得が730万円以上となる夫婦については、前々年の所得をもって助成の対象として取扱う。

◆助成を受けられる回数

初回申請の治療開始日における妻の年齢が 39 歳まで……………通算6回まで **※3**
40 歳～42 歳……………通算3回まで

※3 **【感染拡大のため 治療期間の初日における年齢が39歳をこえてしまったことへの対応】**

令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回として取扱う。